

下関市上下水道局設計等委託業務検査技術基準（土木関係）

（目的）

第1条 この技術基準は、下関市上下水道局設計等委託業務技術検査要綱（平成29年4月1日制定）第5条に基づき、上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務（以下「委託業務」という。）について行う土木関係に係る技術的検査（以下「技術検査」という。）に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

第2条 技術検査は、委託業務の成果物を対象として、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、委託業務の遂行に求められる専門技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢及び成果物の品質について、別表に掲げる事項に留意して適否の判断を行うものとする。

（専門技術力の検査）

第3条 専門技術力の検査は、提案力・改善力、業務執行技術力、施工時への配慮及びコスト把握能力に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（管理技術力の検査）

第4条 管理技術力の検査は、工程管理能力、品質管理能力並びに迅速性、弾力性及び調整能力に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（コミュニケーション力の検査）

第5条 コミュニケーション力の検査は、説明力、プレゼンテーション力及び協調性に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（取組姿勢の検査）

第6条 取組姿勢の検査は、責任感、積極性及び倫理観に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（成果物の品質の検査）

第7条 成果物の品質の検査は、目的の達成度、とりまとめの的確性及びミスの有無と契約図書とを対比して行うものとする。

（修補の指示）

第8条 委託業務の成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者
に対して期限を定めて修補の指示をするものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する

別表（第2条関係）

技術検査の項目（土木関係）

項 目	細 目
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮
	コスト把握能力
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力
	プレゼンテーション力
	協調性
取組姿勢	責任感
	積極性
	倫理観
成果物の品質	

備考 専門技術力の項細目の欄中「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。